別表十（五）　商工組合等の留保所得の特別控除額の社外流出による益金算入額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

所得金額の計算	所得金額総計（別表四「35の①」）	1	円	社外流出の額等の計算	社法人税額	土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額（別表三（二）「27」＋別表三（二の二）「28」＋別表三（三）「23」＋別表三（四）「15」）及び（別表六（十二）「30」＋別表六（十五）「30」＋別表六（十九）「30」＋別表六（二十二）「30」＋別表六（二十五）「30」＋別表六（二十七）「31」）	19	円
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七（一）及び別表七（二））	2			外税額	税額計（(14)＋(15)＋(16)＋(19)）又は（(17)＋(18)＋(19)）	20	
	所得金額（(1)－(2)）	3				控除税額（別表四「30の①」及び別表六（一）「6の③」、「23の計」）	21	
総所得金額の計算	受取配当等の益金不算入額（別表八（一）「14」又は「29」）	4				仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	22	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八（二）「13」）	5				法人税額（(20)－(21)－(22)）	23	
	受贈益の益金不算入額（別表四「18」）	6			住民税額の計算	改定法人税額（(20)－（別表六（一）「23の計」）	24	
	法人税額の還付金等（過誤納に係る還付金を除く。）（別表四「21」）	7				同上に係る住民税額（均等割額を含む。）	25	
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十（二）「42」）	8				地方税法の規定により控除される外国法人税の額	26	
	取用等の場合等の所得の特別控除額（別表十（六）「18」、「33」、「38」、「43」及び「48」）	9				住民税額（(25)－(26)）	27	
	総所得金額（(3)＋(4)＋(5)＋(6)＋(7)＋(8)＋(9)）	10			社外流出額等の合計（(11)＋(12)－(13)＋(23)＋(27)）		28	
社外流出額等の計算	社外流出額（別表四「32の③」）	11			総所得金額を超える部分の社外流出額（(28)－(10)）		29	
	前期に係る剰余金の分配額（前期の(13)）	12						
	当期に係る剰余金の分配額	13						
	法人税額の計算 特例税率の適用がある場合 (3)のうち年800万円相当額以下の金額の18%相当額（800万円×12/12×18%）	14						
	法人税額の計算 特例税率の適用がある場合 (3)のうち年800万円相当額を超え年10億円相当額以下の金額の22%相当額（99,200万円×12/12×22%）	15						
	法人税額の計算 特例税率の適用がある場合 (3)のうち年10億円相当額を超える金額の26%相当額（((3)－10億円×12/12)×26%）	16						
	法人税額の計算 上記以外の場合 (3)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額の18%相当額	17						
	法人税額の計算 上記以外の場合 (3)のうち年800万円相当額を超える金額の22%相当額	18						

益金算入額の計算 区分			前3年以内の益金算入未済留保金額 ①	当期社外流出額(29) 留保所得の特別控除額の分 ②	当期社外流出額(29) その他の分 ③	翌期繰越額 ①－②－③ ④
			円	円		
・・・	留保所得の特別控除額	30			円	
・・・	その他の留保金額	31				
	計	32			円	円
・・・	留保所得の特別控除額	33			円	
・・・	その他の留保金額	34				
	計	35			円	
・・・	留保所得の特別控除額	36				
・・・	その他の留保金額	37				
	計	38			円	
益金の額に算入することとなる留保金額		39				

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表十(五)の表を次のように改める。